

**「女性活躍加速のための重点方針 2015」
に基づく来年度予算要求等の検討状況**

**＜女性活躍のための環境整備について
（地域社会における女性活躍）＞**

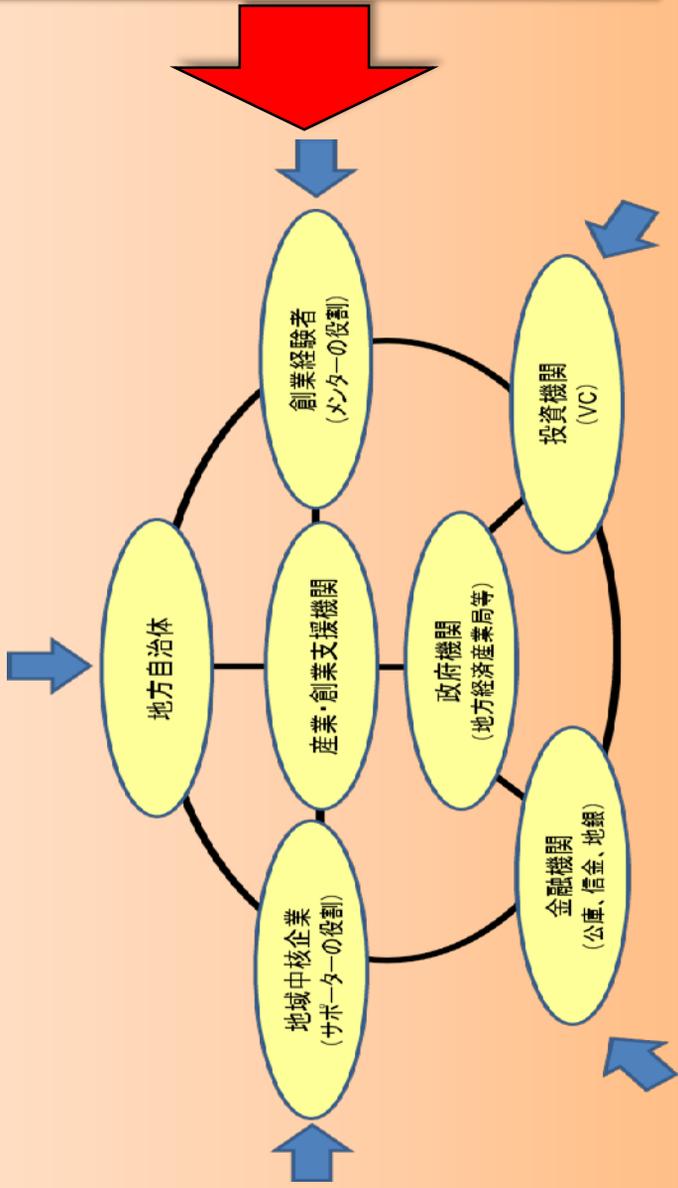
女性起業家等支援ネットワーク

- 女性起業に興味を持ち、実現に至るまでのサポート体制として、女性起業家等支援ネットワーク（仮称）を構築。
- 各種支援制度（無担保・無保証融資制度、創業スクール、創業・第二創業促進補助金等）のより一層の有効活用にも寄与。

【女性起業家等支援ネットワーク（仮称）】

- 女性の起業支援のため、多様な支援者・機関（※）が相互に連携し、ワンストップで支援するネットワークを構築。
※地方自治体、金融機関、投資機関、産業・創業支援機関、創業経験者、地域中核企業、地域経済産業局等を想定
- 各機関では、女性向け相談窓口を設置し、女性起業家（予備軍を含む）を相互に紹介しあうなど、連携して支援。

＜ネットワークのイメージ＞



【各種支援制度】

- 日本政策金融公庫による女性向け小口の無担保・無保証創業融資を実施。
地銀との女性向け協調融資も開始。
- 起業に向けたノウハウを学ぶ創業スクールで女性向けコースを実施。
- 創業・第二創業促進補助金の選定に当たって、女性による取組について優遇。

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(4) 地域社会における女性の活躍推進
小項目	③地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法案の成立も受け、女性の様々な活躍のステージに応じ、適切な助言や情報提供を行い、関係機関・団体と連携して課題解決を目指す総合的な支援体制の整備を含め、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。
該当施策名 (事業名)	地域女性活躍推進交付金
該当施策の背景・目的	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(可決・成立した場合。以下「女性活躍推進法」という)に基づき、地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することにより、地域における働く場面での女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正 B 税制改正要望 <input checked="" type="radio"/> C 予算 26 年度補正予算：400,000 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：<input checked="" type="radio"/> 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求 E その他(具体的に：)</p>
該当施策概要	<p>多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。</p> <p>(交付対象) 地方公共団体 (補助率) 10分の8 (交付上限) 都道府県 1,600万円 政令指定都市 800万円 市区町村 400万円 (交付要件) 女性活躍推進法(可決・成立した場合)第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること</p> <p>※定量的な成果目標を設定。</p>
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局総務課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

- ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(4) 地域社会における女性の活躍推進
小項目	④ 育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げなど、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施・普及する。
該当施策名 (事業名)	地域における女性活躍推進モデル事業
該当施策の背景・目的	女性の活躍は働く場面だけに限られないことから、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるようにするため、育児・介護等の経験を生かした地域活動等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施し、他地域への横展開を図る。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算：22,714千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	地域の实情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る。 具体的には、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・NPO等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組を実施する。 (取組例) ・ 先導的な発想や手法等を活用して、女性の活躍により、当該地域の課題（子育て、介護・福祉、地域防災、産業振興、観光資源の開発、男性の家事参加等）を解決する取組 ・ 当該地域における生活に困難を抱える女性（母子家庭の母、若年無業女性、DV被害者等）を支援する取組 (実施予定数) 全国で6箇所程度 ※個々の採択事業及び事業全体について定量的な成果目標を設定。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局総務課